

平成28年第2回定例会9月議会提出議案概要書

総務部 法務課
財務部 財政課

議 案 目 録

- 議案第 7 1 号 明石市市民センター設置条例の一部を改正する条例制定
のこと
- 〃 第 7 2 号 あかし男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第 7 3 号 明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定
のこと
- 〃 第 7 4 号 明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関
する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 5 号 平成 2 8 年度明石市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 7 6 号 平成 2 8 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 〃 第 7 7 号 （仮称）明石市東部中学校給食センター新築ほか工事請
負契約のこと
- 〃 第 7 8 号 （仮称）明石市東部中学校給食センター厨房機器設備工
事請負契約のこと
- 〃 第 7 9 号 明石市宮貴崎住宅外壁ほか改修工事請負契約のこと
- 〃 第 8 0 号 字の設定及び字の区域の変更のこと
- 〃 第 8 1 号 市道路線の認定及び廃止のこと
- 〃 第 8 2 号 平成 2 7 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 2 件に
つき監査委員の意見を付し、議会の認定を求めること
- 〃 第 9 4 号
- 〃 第 9 5 号 平成 2 7 年度明石市水道事業会計決算につき監査委員の
意見を付し、議会の認定を求めること
- 〃 第 9 6 号 平成 2 7 年度明石市大蔵海岸整備事業会計決算につき監
査委員の意見を付し、議会の認定を求めること
- 報告第 2 3 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 5 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 6 号 平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率報告のこと
- 〃 第 2 7 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

- 〃 第 2 8 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 27 年度決算）報告のこと
- 〃 第 2 9 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果等報告のこと

1 要 旨

市民センターの所管区域が、その位置する町の全域であることを明らかにしようとするもの。

2 内 容

市民センターの所管区域の規定について、現行は所管区域内の大字等の名称を列記しているが、これを市民センターが位置する町の全域とするよう改める。

(例)

明石市大久保市民センターの所管区域を「大久保町全域」とする。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 指定管理者制度導入に伴う所要の整備

ア 指定管理者による管理

イ 利用料金制度（男女共同参画センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるもの）による取扱い

ウ 指定管理者が行う管理の基準

エ 指定管理者が行う業務の範囲

(2) 貸出施設の増設に伴う所要の整備

(3) その他所要の整備

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

1 要 旨

地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 指定管理者制度導入に伴う所要の整備

ア 指定管理者による管理

イ 利用料金制度（生涯学習センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるもの）による取扱い

ウ 指定管理者が行う管理の基準

エ 指定管理者が行う業務の範囲

(2) 貸出施設の廃止及び増設に伴う所要の整備

(3) その他所要の整備

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

議案第 7 4 号

明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

介護保険法の一部改正により、定員 18 人以下の通所介護を行う事業所（地域密着型通所介護事業所）の指定権限が県から市に移行したことに伴い、その指定等について必要な基準を定めようとするもの。

2 内 容

- (1) 地域密着型通所介護の基本方針を規定
- (2) 療養通所介護（地域密着型通所介護のうち、難病等のために常時看護師による観察が必要な者を対象とするものをいう。）に適用される運営基準を、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 緊急時対応医療機関の確保
 - イ 安全・サービス提供管理委員会の設置

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で個人番号カードの交付に係る住民基本台帳事務事業費、認可外施設利用世帯等支援（待機児童緊急対策）事業費及び財政基金積立金等を追加するとともに、歳入では国庫支出金及び繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 987,202 千円 補正後 105,761,890 千円 〕

歳 入

国庫支出金	82,452 千円	総務費国庫補助金	74,532 千円
		民生費国庫補助金	7,920 千円
県支出金	5,075 千円	総務費県補助金	200 千円
		民生費県補助金	4,875 千円
繰越金	899,675 千円	前年度繰越金	

歳 出

投資的経費	9,300 千円	厚生館管理運営事業費	6,500 千円
		ふれあいプラザ明石西管理運営事業費	2,800 千円
物件費等	165,902 千円	住民基本台帳事務事業費	74,532 千円
		認可外施設利用世帯等支援（待機児童緊急対策）事業費	49,000 千円
		私立保育所（待機児童緊急対策）事業費	26,320 千円
		こどもの居場所創出事業費	5,000 千円
		シティセールス事業費	4,500 千円
		明石港再整備事業費	3,500 千円
		子育て世帯包括支援センター運営事業費	1,550 千円
		児童福祉一般事務事業費	1,500 千円
積立金	812,000 千円	財政基金積立金	

今回の補正は、歳出で国県負担金等の精算に伴う償還金を追加するとともに、歳入では前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 108,391 千円 補正後 21,581,145 千円 〕

歳 入

繰 越 金 108,391 千円 前年度繰越金

歳 出

償 還 金 108,391 千円 国県負担金等
精算金償還事業

議案第 77 号

(仮称) 明石市東部中学校給食センター新築ほか工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
給食センター棟 新築工事	建築工事一式	給食センター棟 (鉄骨造 2階建て) 新築
	電気設備工事一式	電灯設備、動力設備、防犯設備等
	機械設備工事一式	空調設備、給水設備、排水設備、 衛生器具設備等
屋外附帯工事	建築工事一式	門扉、植栽、除害施設設置等
	電気設備工事一式	電灯設備等
	機械設備工事一式	屋外給水設備、屋外排水設備等

2 請負金額 金 1,755,000,000円

3 相手方 明石市相生町2丁目2番12号
関西建設工業株式会社 明石本店
本店長 北野秀男

4 支払条件 平成28年度 金 175,500,000円以内
平成29年度 残 額

(参考)

工事期限 平成30年1月10日

議案第 7 8 号

(仮称) 明石市東部中学校給食センター厨房機器設備工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
厨房機器設備 設置工事	厨房機器設備の設置 工事一式	冷蔵庫、冷凍庫、蒸気式回転釜、 食器洗浄機等の設置工事

2 請負金額 金 247,320,000円

3 相手方 大阪市東淀川区豊里7丁目11番17号
株式会社アイホー 大阪支店
支店長 金 崎 福 次 郎

4 支払条件 平成28年度 金 2,473,200円以内
平成29年度 残 額

(参考)

工事期限 平成30年1月10日

議案第 7 9 号

明石市営貴崎住宅外壁ほか改修工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
市営住宅 改修工事	建築工事一式	住宅棟4～7号棟 外壁改修、屋上防水改修等
	電気設備改修工事一式	電灯幹線設備、共用灯設備、 外灯設備等
	機械設備改修工事一式	給水配管設備

2 請負金額 金 168,264,000円

3 相手方 明石市大久保町高丘3丁目9番地の26
株式会社友基建設
代表取締役 三 田 村 学

(参考)

工事期限 平成29年3月31日

1 要 旨

清水新田土地改良区による土地改良事業の施行に伴い、字の設定をするとともに字の区域を変更しようとするもの。

2 内 容

(1) 土地改良事業の施行によるもの

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
魚住町 清水	小 谷	2 3 6 2 の 1 から 2 3 9 0 の 4 までの一部	魚住町 清水	大 澤
	明神下	2 5 7 6 の 9 から 2 6 1 3 の 3 までの一部		
	龍ヶ池下	2 6 2 4 の 3 から 2 6 5 4 までの一部		
	大澤下	2 6 5 6 の 2 から 2 7 0 1 の 3 までの一部		
	大澤上	2 7 0 3 の 1 から 2 7 3 0 の 5 までの一部		
	居屋敷	2 5 4 5 から 2 5 6 3 の 3 までの一部		
	明神下	2 5 6 6 の 1 から 2 5 8 4 の 3 までの一部		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

(2) (1)の土地改良事業を施行する土地の区域外で、土地改良事業に伴って区域変更しようとするもの

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
魚住町 清水	大澤下	2 6 5 7 から 2 6 5 8 の 2 まで	魚住町 清水	大 澤
	大澤上	2 7 0 5 の 3		

3 実施時期

地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日。ただし、2の(2)については、地方自治法第260条第2項の規定による字の区域変更の告示があった日

1 要 旨

明石駅前再開発事業及び大久保駅前区画整理事業の施行に伴い、新設道路を市道路線として認定するとともに、既設の市道路線を廃止しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 8 路線

(ア) 明石駅前再開発事業による新設道路

明石中央 6 5 号線ほか 3 路線

(イ) 大久保駅前区画整理事業による新設道路

大久保 8 1 9 号線ほか 3 路線

イ 延長 9 9 4 メートル

ウ 面積 1 1 , 6 3 4 平方メートル

(2) 今回廃止する路線

ア 路線数 1 路線

明石駅前再開発事業により廃止する路線

明石中央 4 4 号線

イ 延長 2 2 6 メートル

ウ 面積 8 , 4 3 9 平方メートル

(3) 認定及び廃止後の路線

ア 路線数 2 , 9 8 5 路線

イ 延長 6 2 6 , 3 3 4 メートル

ウ 面積 4 , 4 7 8 , 8 4 4 平方メートル

議案第 8 2 号
)
 議案第 9 6 号

平成 2 7 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公
 営企業会計決算につき監査委員の意見を付し、議会の認定
 を求めること

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に
 より、平成 2 7 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算
 につき、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

平成 2 7 年度 一般会計・特別会計決算額 (単位:千円)

会計区分		A 歳入決算額	B 歳出決算額	C = A - B 形式収支額	D 繰越財源	E = C - D 実質収支額
一般会計		101,851,383	98,838,844	3,012,539	1,389,605	1,622,934
特別 会計	葬 祭 事 業	565,402	565,402	0	0	0
	国民健康保険事業	37,677,421	35,221,670	2,455,751	106	2,455,645
	財 産 区	4,960,168	104,920	4,855,248	0	4,855,248
	公共用地取得事業	587,454	584,561	2,893	28	2,865
	石ヶ谷墓園整備事業	405,455	41,460	363,995	7,000	356,995
	下水道事業	10,622,767	10,248,201	374,566	165	374,401
	農業共済事業	15,201	12,777	2,424	0	2,424
	地方卸売市場事業	93,475	79,220	14,255	0	14,255
	介護保険事業	19,886,704	19,611,158	275,546	2,962	272,584
	土地区画整理事業清算金	933	910	23	0	23
	後期高齢者医療事業	3,205,751	3,190,544	15,207	0	15,207
	病院事業債管理	879,343	879,343	0	0	0
	小 計	78,900,073	70,540,165	8,359,908	10,261	8,349,647
合 計		180,751,457	169,379,010	11,372,447	1,399,866	9,972,581

※ 各会計毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

平成 2 7 年度 企業会計決算額 (単位:千円)

会計区分		A 収 入	B 支 出	C = A - B 差 引	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処分 欠損金
水 道 事 業	収益的収支	6,863,883	5,947,452	916,430	826,113	1,426,985
	資本的収支	211,066	2,114,122	△1,903,057		
大蔵海岸整備事業	収益的収支	205,851	113,983	91,868	91,868	233,094
	資本的収支	0	80,000	△80,000		
合 計	収益的収支	7,069,733	6,061,435	1,008,298	917,981	1,660,079
	資本的収支	211,066	2,194,122	△1,983,057		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 請求の要旨

市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営東二見宮北住宅	家賃 127,200 駐車場使用料 46,000	平成28年 7月22日

報告第 2 4 号

）

報告第 2 5 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第 2 4 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 6 月 7 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 2 8 9 , 9 7 4 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 2 8 年 3 月 2 5 日明石市小久保 4 丁目 7 番 1 1 号地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、都市整備部緑化公園課の職員が運転する本市所有の貨物自動車は交差道路へ左折進入しようとした際、自転車に乗車して左方から直進してきた相手方に接触し、自転車を破損させたとともに、負傷させたもの。
第 2 5 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 7 月 1 日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 5 1 , 7 4 8 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 2 8 年 3 月 7 日明石市魚住市民センター駐車場において、福祉部生活福祉課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が、前方から駐車場に進入してきた乗用車に進路を譲るために後退した際、後方に駐車中であった相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	平成27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.8	25.0	35.0
将来負担比率	51.5	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成27年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
大蔵海岸整備事業会計	—		
下水道事業特別会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第27号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の平成27年度の決算書等及び平成28年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 28 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 27 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 27 年度の決算書等を地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 29 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果等報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 27 事業年度の業務実績に関する評価結果並びに同病院の中期目標に係る事業の状況及び業務実績に関する評価結果を、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 3 項の規定に基づき報告するもの。